

# 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

## 1. 経緯等

### (1) 経緯

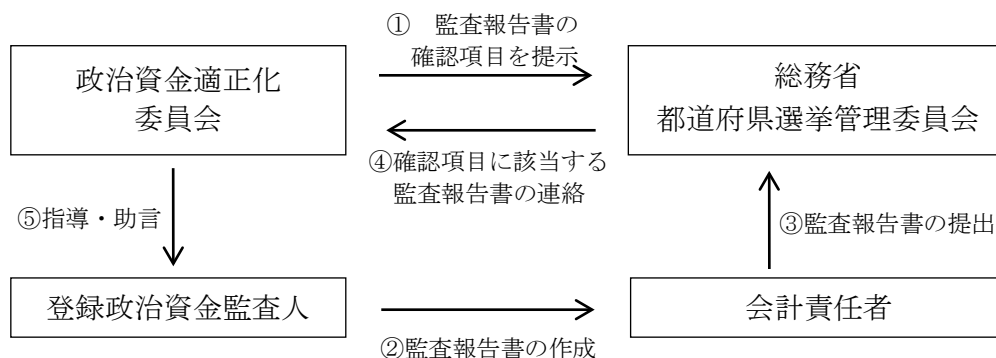
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

### (2) 個別の指導・助言の取組の概要（平成26年12月第5回委員会決定事項）

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。詳細は以下のとおりである。

#### 【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組（イメージ）】



#### 【取組の目的】

政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、取

組の結果、都道府県選管等における形式審査業務について、将来的には効率化が期待できる。

### 【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「形式的に正しい収支報告書の前提となる収支報告書（支出に係る分に限る。）の表計が合っていないもの」とで構成。

具体的な確認項目は以下のとおり。

- ①政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない
- ②国会議員関係政治団体の名称又は③代表者の氏名が収支報告書の様式（その1）と一致していない
- ④自署ではない又は押印されていない
- ⑤登録番号又は⑥研修修了年月日に記入漏れがある
- ⑦政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない
- ⑧「1 監査の概要」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑨「2 監査の結果」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑩収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある

### 【報告を求める範囲】

都道府県選管等において平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの（確認項目①～⑨）については、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。

イ 収支報告書上に金額の不整合があるもの（確認項目⑩）については、最初の受付時点で該当するものを報告。

ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

注 当委員会への報告に当たって補正前の政治資金監査報告書等の写しの添付を求めている。

### 【委員会での取扱い】

個別の事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。

### 【個別の指導・助言の対象】

ア 確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対

象。

イ 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

### 【個別の指導・助言の手法】

委員会での審議後速やかに、対象となった登録政治資金監査人に対して、以下の文面の文書により個別の指導・助言を実施。

ア 確認項目については、該当した確認項目に応じた個別の指導・助言の文面

イ 確認項目以外については、当該報告内容に応じた個別の指導・助言の文面

### 【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。

## 2. 前回委員会（平成27年度第4回委員会）における審議結果

### （1）確認項目に関するもの

すべて個別の指導・助言の対象とする。

### （2）確認項目以外に関するもの

ア 政治資金監査報告書に関するもの

確認項目①～⑨とのバランスに鑑み、個別の指導・助言の対象としない。

イ 収支報告書に関するもの

（ア）収支報告書と領収書等の写しとの不整合のうち金額に係るものは、政治資金監査の実施状況に関わるものであり、また、確認項目⑩に相当するものとも考えられるため、基本的には個別の指導・助言の対象とすべき。ただし、あらかじめ登録政治資金監査人等に対して周知していなかったこともあるため、今回は指導・助言を見送った上で平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組（以下「次回の取組」という。）において指導・助言の対象とすることを委員会で意思決定すればいいのではないか。

（イ）確認項目への追加について、

i) 確認項目に追加して都道府県選管等に確認・報告を求めることは、事務負担の面等から困難ではないか。

ii) 公平性の問題に関しては、都道府県選管等で確認することとなっていないことをもって、把握できた事例について委員会として何も対応しなくていいとは言えないのではないか。

(ウ) 今回は、確認項目に関するものだけを個別の指導・助言を行うこととし、確認項目以外に関するもの（収支報告書と領収書等の写しとの不整合のうち金額に係るもの）について次回取組においてどのような対応とするか、次回以降の委員会で議論することとしたい。

### 3. 都道府県選管等からの報告（平成27年12月5日以降報告分）への対応

#### (1) 都道府県選管等からの報告の概況

都道府県選管等からの報告の概要 : 別紙1のとおり

都道府県選管等からの報告の一覧 : 別紙2のとおり

注 個別の指導・助言を行うに当たっては、その裏付けとなる補正前の政治資金監査報告書等の写しが手元にあることが必要であることから、平成27年12月5日以降に都道府県選管等からなされた報告にこれらの添付があるものを集計。

#### (2) 個別の指導・助言の実施

##### ア 指導・助言文書の送付

前回委員会での議論を踏まえ、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、指導・助言文書を送付済み（確認項目⑩の1件）。

##### イ 確認項目⑩への該当性

以下の事例については、形式的には収支報告書上の金額に係る過誤であるが、軽微なものであり、実質的にみて確認項目⑩に該当する（計算誤り、表間不突合等があった）とまではいえないので、個別の指導・助言の対象とはしない。

「収支報告書への金額の記載方法の誤り」

- ・ 明らかに金額の記載が漏れていたもの
- ・ 支出項目ごとの金額の合計は、「項目別区分」欄に記載した支出項目ごとにその最終ページの「合計」欄に記載することとされているが、各ページの「合計」欄に当該各ページに計上された支出の金額の小計を記載していたもの

### (3) 個別の指導・助言の実施件数

個別の指導・助言の実施件数：別紙3のとおり

注 上記の実施件数とは、平成27年12月5日以降に都道府県選管等からなされた報告等に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。

## 4. 確認項目以外に関する報告に係る次回への取組における対応

(今回委員会での審議事項)

確認項目以外に関する報告のうち、都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し(※)の金額との不整合があったという報告を受けた場合は、原則として、個別の指導・助言の対象とする。

(※) 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。

### 【考え方】

- ア 会計帳簿と領収書等の整合性を外形的・定型的に確認するという政治資金監査の基本的性格から問題があり、政治資金監査の信頼性に影響を与えかねないものについては、個別の指導・助言の必要性は高いのではないかと。
- イ 「政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計があっていないもの」についても個別の指導・助言の対象とするとの考えに基づき、収支報告書上の金額の不整合を確認項目としたところであり(確認項目⑩)、確認項目以外に関する報告のうち収支報告書に関するものについても、同様に金額に着目して個別の指導・助言の対象としてはどうか。
- ウ 都道府県選管の最初の受付時に、収支報告書と領収書等の写しとの金額の不整合があった場合には、収支報告書の内容に影響が及ぶことになるので、政治資金監査の適正を確保するという観点からは、補正の有無にかかわらず、個別の指導・助言の対象とすべきではないかと。

### 【例】

- ・ 収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合があった
- ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した

## 5. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、以下のような方法により関係者に対して周知を図っていくこととする。

### (1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対して、以下について記載した周知文書（別紙4参照）を送付

ア 上記4の対応

イ これまでに個別の指導・助言の対象とした事例等

### (2) 都道府県選管に対する周知

都道府県選管に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供するとともに、上記4の対応を周知

### (3) 関係士業団体に対する周知

関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼

### (4) フォローアップ研修における対応

逸脱事例について研修テキストで取り上げ、研修参加者に説明